

親の遺産分割を巡って残された子どもが争う「争族」。遺言で特定の子どもに遺産の多くを相続させる不公平が背景にあるが、争いの場では「遺留分」が主張されることが多い。遺留分は法律で認められた最低限の相続分で、遺言によっても侵害できない。請求された側は補償せざるを得ないが手元資金の不足などで争いは深刻化しやすい。遺留分を巡る争いを避けるため親子が取り組むべきことをまとめた。

岐阜県に住む沢内 郎さん(仮名、55)は最近、妹から「遺留分を請求する」と書かれた内容証明郵便を受け取り驚いた。

家裁で調停中

沢内さんと同居していた母親は今年の初めに死亡した。母親は一郎さんに「遺産の全てを相続させる」旨の遺言を残していた。一郎さんはそれをもう1人の法定相続人の妹に手紙で知らせ、一件落着いたと思っていたが、妹は遺言に納得しなかったのだ。

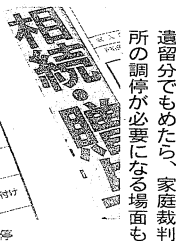
東京都に住む山下洋子さん(仮名、49)はもう1人の法定相続人の姉から遺留分を請求され、家庭裁判所の調停にもつれ込んでいる。遺言で母親のほぼ全部の遺産(自宅の土地と建物)を相続した山下さんは「姉が遺留分を請求してくるとも予想し、ある程度のおカネも用意していた」(山下さん)。ところが姉は遺留分算定の基礎となる財産には相続開始時の遺産だけでなく、母親が生前に山下さんに贈与した財産も加えるよう求めた。これだと予想金額を大きく上回るため、話し合いは決裂した。

知らずに相続し家族決裂も

争族招く遺留分に注意

子どもで、子どもがいない場合は親に限られる。兄弟姉妹には遺留分はない。親だけが相続人の場合は相続財産の3分の1。子どもだけが法定相続人の場合、法定相続分は各2分の1で、遺留分はその半分の各自4分の1となる。親の遺産分割を巡り残された子どもが争う「争族」には2つのパターンがある。

1つは親がどの財産を誰にどれくらいいつつけるかを書く遺言を残さない場合。子どもは遺産の分け方について協議(遺産分割協議)をせざるを得ず、この過程でもめ事が



起る。もう1つは親の遺言が争いのもとになる冒頭のよるなケース。司法書士の船橋幹男氏は「直接的には後のケースで問題になる」と語る。遺言は最近増えており、公証人が作成する公正証書遺言は2013年には9万件を突破した。それに伴い遺留分を巡る争いも目立ってきた。遺言で遺留分が侵害された

権利に配慮した遺言を

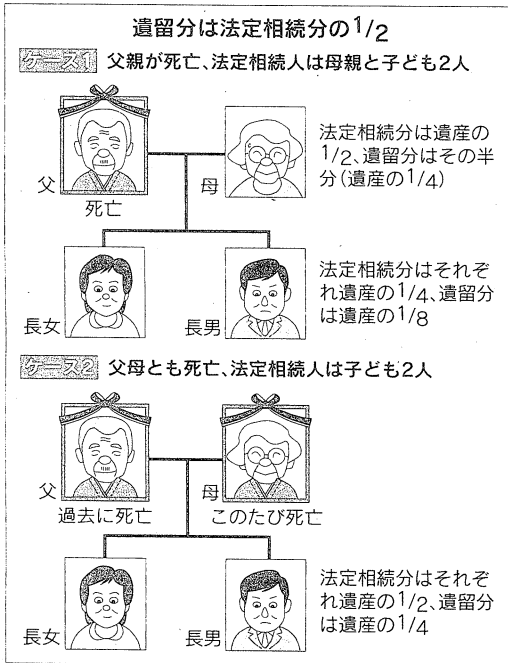
人は侵害相当分を請求できる。「遺留分減殺請求権」という。例えば冒頭のケースで沢内さんの妹は遺産をすべて相続した兄に対し侵害分(遺産の4分の1)の支払いを請求できる。この請求権は相続開始を知った時から1年間行使しない場合、または相続開始を知らなくても10年たつと権利は消滅する。

相続問題に詳しい弁護士北野俊光氏は「遺留分を巡る争いは深刻化しやすい」と話す。遺留分を請求された側は相当分を補償する必要があるが、「請求された側の手元に十分なお金が残っていない場合も多い」(司法書士の山北英仁氏)からだ。遺留分算定の基礎となる財産は親の子どもへの生前贈与分(特別受益)なども加味して決めるので、相続開始時点の遺産が少ない場合でも生前贈与額が多ければ遺留分も多くなる。

理由明記も一法

遺言の「付言」で、特定の人に多くの財産を相続させる理由を記すのも一法。「付言は法的拘束力はないため遺留分減殺請求を止めることはできない」(弁護士の上柳敏郎氏)が、親の心情を書くことで一定の効果は見込める。

子どもは「親に自分だけに極端に有利な遺言を書くよう依頼するのは避けたい」(山北氏)。例えば冒頭の例で沢内さんが「同居の母親の介護と生活費を負担してきたので全財産の相続は当然」と主張しても妹は遺留分請求ができる。介護で苦労したなどの事情をどれだけ分割に反映させるかは「事前の兄弟姉妹間のコミュニケーションで解決しておきたい」(船橋氏)。



山下さんの場合、遺産(自宅)4000万円分のほかに山下さんに30000万円が生前贈与されていて(姉への生前贈与はなし)、この合計70000万円が遺留分算定の基礎となる。姉の遺留分はその4分の1の1750万円にもなっていて、補償するには山下さんは自宅を売却する必要もありそうだ。

遺留分を巡る争いを避けるにはどうすべきか。

まず一親は特定の子どもの遺留分を侵害しない遺言を作成する(弁護士の小町谷育子氏)ことだ。遺留分を侵害した遺言も法律的には有効で遺留分減殺請求がなければ遺言に記載の通り遺産を取得することに問題はない。ただ「権利は尊重したい」と北野弁護士は強調する。

不幸にして遺留分を巡る争いとなった場合でも納得いくまで話し合う必要がある。家裁に調停を申し立てるのは最後の手段といえる。特に遺留分算定に含める生前贈与分については、より客観的に見積もるため弁護士など専門家の助言も求めるのがいいだろう。(編集委員 後藤直久)